

令和元年第 11 回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和元年 11 月 8 日（金）午後 2 時
我孫子市手賀沼親水広場水の館 3 階研修室

2. 委員の現在数

10 名

3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿	2 番 中 野 栄
3 番 嶺 岸 勝 志	4 番 三 須 清 一
5 番 大 井 栄 一	6 番 大 炊 三 枝 子
7 番 成 島 誠	8 番 川 村 泉 治
9 番 宮 久 保 勝	10 番 根 本 博

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
次 長	大 井 一 郎
庶 務 係 長	富 塚 隆 則
農 地 係 長	鈴 木 光 一

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第 3 号 農地パトロールの結果について

三須清一会長 ただ今から令和元年第 11 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7 番 成島誠委員

8 番 川村泉治委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号、議案第 2 号の合計 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、7 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年 11 月 8 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 2,151m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約 439m です。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

賃借権を設定するものです。農業経営規模を拡大するため農地を賃借するもので、譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約2.9ヘクタールです。農作業従事日数は本人と妻が年間300日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しております。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

宮久保委員。

宮久保勝委員 ちょっと気になりましたので確認いたします。議案資料の2ページの許可申請書と6ページの農業経営実態証明書にそれぞれ子供の年齢が書いてありますが、〇〇さんは2ページでは39才、6ページでは37才。それと〇〇さんのほうは43才と40才とあります。これはどちらが本当なのでしょう。

三須清一会長 事務局。

事務局 6ページの年齢が正解と思われれます。議案資料6ページの農業経営実態証明は、住民記録データと毎年1回突き合わせしている農家台帳システムから出力しているため、6ページのほうが正しい年齢です。

三須清一会長 よろしいですか。

宮久保勝委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、〇〇〇委員は許可申請者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年11月8日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は8ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の地目・田の3筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は〇〇地先の地目・田二筆と〇〇〇地先の地目・田4筆の合計6筆です。借受者は新木の有限会社今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・畑の一筆です。借受者は〇市〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリ玄米〇.〇俵です。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・畑の二筆です。借受者は〇市〇〇の農業者で、貸付者は〇市〇〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリ玄米〇.〇俵です。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆と〇〇〇地先の田一筆の合計二筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号6番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田二筆と〇〇字〇〇の地目・田一筆の合計3筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号7番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の地目・田の一筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇,〇〇〇円及びコシヒカリ一等米〇〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から議案第2号整理番号1番から4番及び7番の調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約12ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日、妻が年間200日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約32.7ヘクタールです。農業従事日数は代表者が250日、構成員がそれぞれ265日、100日、48日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号3番及び4番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約13ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間280日、子が250日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号7番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約3.7ヘクタールです。農業従事日数は本人が150日、父が100日、妻が50日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から4番及び7番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

大井栄一委員。

大井栄一委員 暫時休憩をお願いします。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第2号整理番号1番から4番及び7番は原案どおり決定することとしました。

続いて、整理番号5番、6番について審議します。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限があります。退室していただくことに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

〇〇委員、退室をお願いします。

(〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 続いて、田村調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

田村星寿調査副会長 議案第2号整理番号5番、6番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約28.6ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻、子が年間280日です。農業用倉庫、大型農業機械等を一通り揃えております。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号5番、6番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号5番、6番は原案どおり決定することとしました。

中野調査会長、田村副調査会長には自席に戻っていただきます。

(中野栄委員、田村星寿委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由は住宅2件、公衆用道路1件、共同住宅1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は2件とも住宅です。

報告第3号は「農地パトロールの結果について」です。

鈴木係長より報告いたします。

鈴木光一農地係長 それでは農地パトロールの結果についてご報告いたします。別紙1をご覧ください。

第1地区は7月16日、第2地区は7月18日、第3地区は7月19日、第4地区は7月22日に各地域の担当の農業委員、推進委員とともに現地の確認をいたしました。別紙1に載っているリストは今回のパトロールで新たに発見した遊休農地と思われる一覧です。ここに載っている22筆の農地については農地法第32条に基づき、今月中に利用意向調査を行う予定です。簡単に説明すると、この農地については農地としては活用されていないが、今後どうするかを確認するという内容です。「中間管理事業の利用に移行する」、「中間管理事業にあっせんを希望する」、「自ら耕作する」などの項目を選択してもらい、回答してもらう調査になります。この調査書を農業委員会から発送した日から半年後に再度現地を調査し、自ら耕作する意思を示しておきながら現状が変わっていなかった場合には中間管理事業に協議するよう勧告することになっております。こちらに載っている農地で自ら耕作するや未回答だったものについては、来年度の農地パトロール時に現地を確認することになります。その際にはまた皆様にご協力いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までについて何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会令和元年第 11 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人